

平成28年度 鹿児島空港周辺地域環境整備委員会

日時：平成28年11月29日（火）

午前10時～

場所：溝辺総合支所第1・2会議室

会 次 第

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 委員長あいさつ
4. 委員会設置規則について
5. 委員会の運営について
6. 報告
 - 1) 鹿児島空港周辺地域環境整備基金の運用状況報告及び計画概要について
 - 2) 鹿児島空港運用時間1時間延長に係る住民説明会の概要及び結果
7. 協議事項
 - 1) 鹿児島空港の運用時間1時間延長に係る対応策（案）について
8. その他
9. 閉会

【添付資料】

- 1 ページ 委員名簿
- 2 ページ 鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則
- 4 ページ 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例
- 5 ページ 区域地図
- 6 ページ 区域設定イメージ図
- 7 ページ 平成5年度～平成27年度 空港周辺環境整備事業実績（全体）
- 8 ページ 平成5年度～平成27年度 空港周辺環境整備事業実績（溝辺地区）
- 9 ページ 平成5年度～平成27年度 空港周辺環境整備事業実績（隼人地区）
- 10 ページ 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画書（溝辺地区）
- 11 ページ 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画書（隼人地区）

鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 出席者名簿

委員

団体名	役職	氏名	備考
霧島市	企画部長	塩川 剛	委員長
元溝辺町議会事務局長・元霧島市合併協議会委員		今島 光	副委員長
陵北地区自治公民館	館長	今吉 法行	
大川内岡地区自治公民館	館長	今島 六男	
石峯地区自治公民館	館長	末永 利治	
麓原地区自治公民館	館長	米丸 純一	
玉利地区自治公民館	館長	山下 初男	
陵南地区自治公民館	陵南東自治会長	重森 芳夫	代理
論地地区自治公民館	館長	徳永 利治	
三縄地区自治公民館	館長	東郷 護寛	
水尻横頭地区自治公民館	館長	重森 順一	
中福良地区自治公民館	館長	徳丸 靖人	
日当山地区自治公民館	館長	濱田 勝弘	
姫城地区自治公民館	館長	濱川 浩哉	
溝辺地区民生員児童委員協議会	溝辺地区民生委員児童委員	米丸 万里子	
溝辺地区自治公民館連絡協議会	会長	岩元 晃一	
迫間自治会	会長	末永 實	

鹿児島県

所属課	職名	氏名	備考
企画部交通政策課	課長	仲澤 純	
企画部交通政策課	航空対策係長	木下 栄一	
企画部交通政策課	主査	田中 秀一郎	

霧島市 (事務局)

所属課	職名	氏名	備考
企画部企画政策課	課長	堀切 昇	
企画部企画政策課	課長補佐	藤崎 勝清	
企画部企画政策課	主査	堀ノ内 周作	
溝辺総合支所地域振興課	課長	川崎 秀一郎	
溝辺総合支所地域振興課	地域振興グループ長	長丸 広美	
溝辺総合支所地域振興課	主査	有村 昌明	

鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則 第2条 委員会委員名簿

	団体名	役職	氏名
第2条(1) 企画部長			
	霧島市	企画部長	塩川 剛
第2条(2) 地区自治公民館代表(12名以内)			
	陵北地区自治公民館	館長	今吉 法行
	大川内岡地区自治公民館	館長	今島 六男
	石峯地区自治公民館	館長	末永 利治
	麓原地区自治公民館	館長	米丸 純一
	玉利地区自治公民館	館長	山下 初男
	陵南地区自治公民館	館長	橋松 光行
	論地地区自治公民館	館長	徳永 利治
	三縄地区自治公民館	館長	東郷 護寛 ○
	水尻横頭地区自治公民館	館長	重森 順一 ○
	中福良地区自治公民館	館長	徳丸 靖人
	日当山地区自治公民館	館長	濱田 勝弘 ○
	姫城地区自治公民館	館長	濱川 浩哉 ○
第2条(3) 識見を有する者(5名以内)			
	元溝辺町議会事務局長・元霧島市合併協議会委員		今島 光
	溝辺地区民生員児童委員協議会	溝辺地区民生委員児童委員	米丸 万里子
	溝辺地区自治公民館連絡協議会	会長	岩元 晃一 ○
	迫間自治会	会長	末永 實 ○

○鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則

平成17年11月7日

規則第25号

改正 平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月31日規則第21号

平成27年4月30日規則第28号

平成28年11月18日規則第36号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成17年霧島市条例第87号。以下「条例」という。)第1条の目的を達成するため、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、18名以内をもって構成する。

- (1) 企画部長
 - (2) 地区自治公民館代表 12名以内
 - (3) 識見を有する者 5名以内
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を辞したときは、委員の職を失うものとする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境整備の基本的基準に関する事項
- (2) 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画に関する事項
- (3) その他必要な事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査会)

第5条 必要に応じ、委員会に審査会を置くことができる。

- 2 審査会は、委員会において指名する者5人以内で構成する。
- 3 審査会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の任務)

第6条 審査会は、霧島市航空機騒音対策住宅騒音防止工事施工住宅補修費等補助金交付要綱(平成17年霧島市告示第17号)第4条(その他市長が特に必要と認める事業にかかわるものに限る。)による事業の申請につき、審査する。

2 審査会は、申請に係わる事業について適又は不適を委員長を通じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

○鹿兒島空港周辺地域環境整備基金条例

平成17年11月7日

条例第87号

(設置)

第1条 鹿兒島空港周辺地域の環境整備を図り、もって空港と周辺地域の調和のとれた発展を推進するため、鹿兒島空港周辺地域環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、鹿兒島空港周辺地域における航空機騒音対策等の環境整備事業の経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

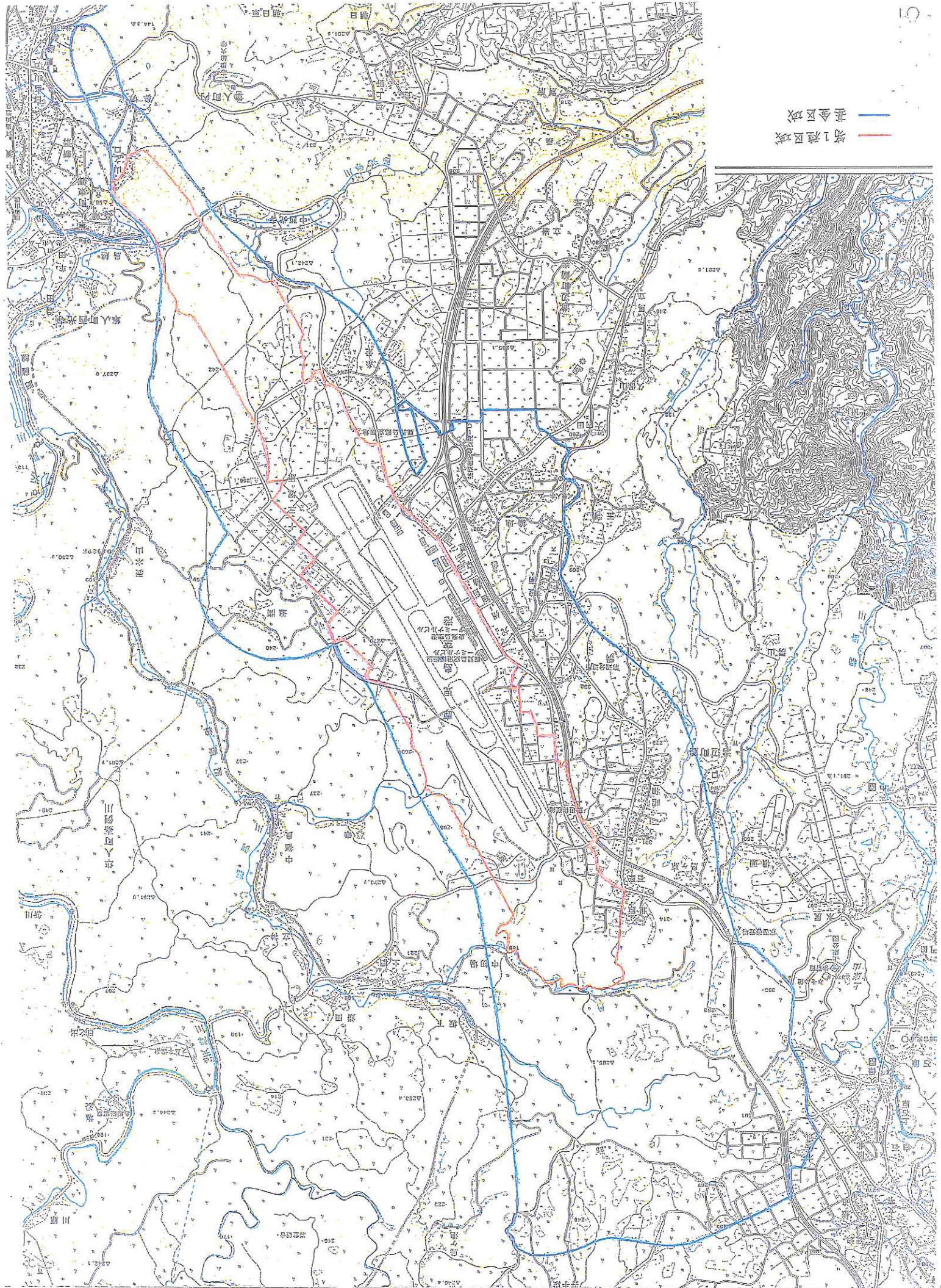
(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

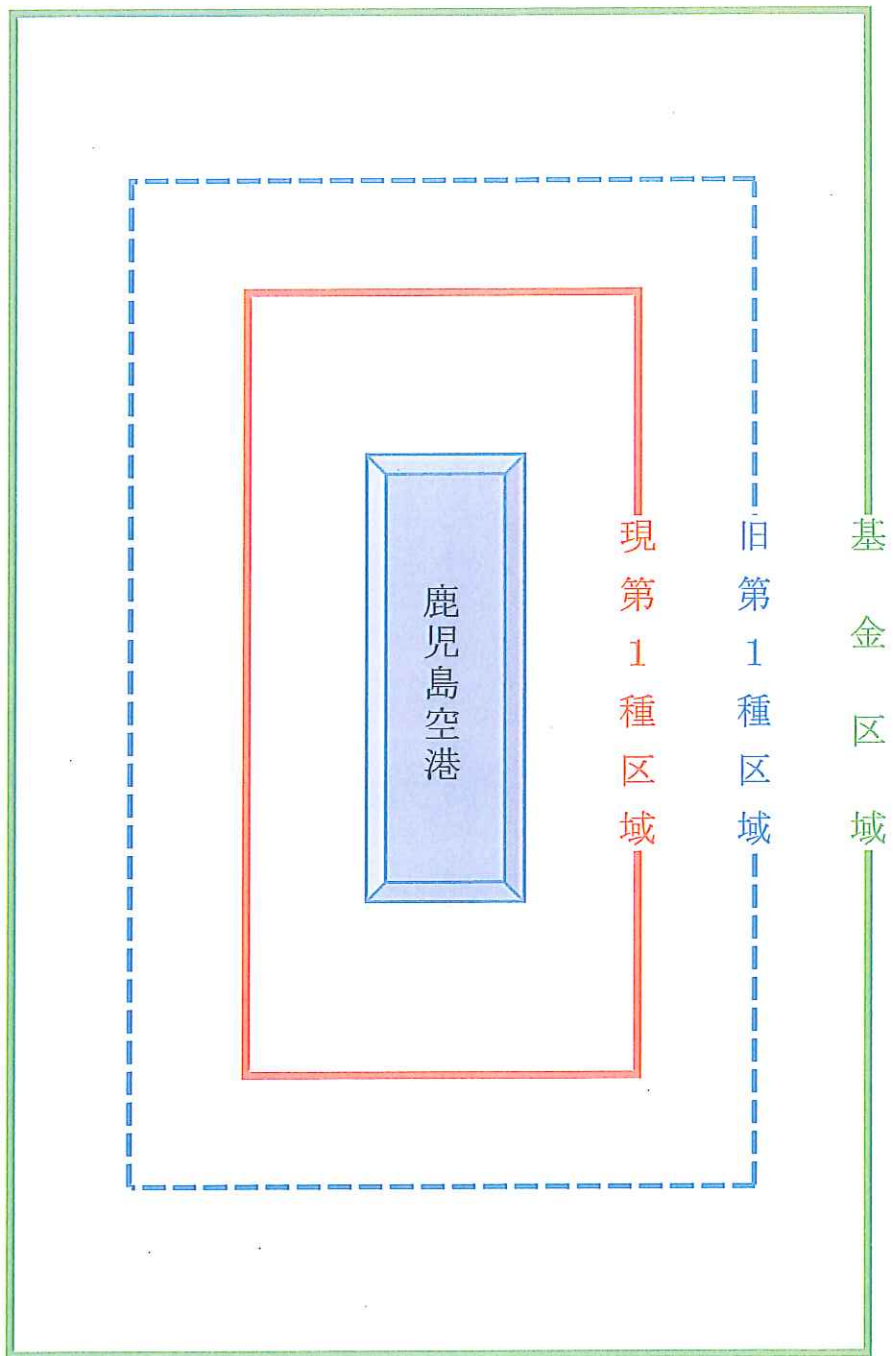
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鹿兒島空港周辺地域環境整備基金条例(平成5年溝辺町条例第9号)又は鹿兒島空港周辺地域環境整備基金条例(平成5年隼人町条例第3号)の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例の相当規定により積み立てられた基金とみなす。

赤い線は
第一種河川
青い線は
第二種河川



区域設定のイメージ図



基準日	旧第1種区域	昭和57年3月30日
	新第1種区域	平成25年4月1日

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績

鹿児島空港周辺地域環境整備基金は、平成4年の鹿児島空港運用時間1時間延長の際に、下の表の事業項目を実施するため、旧溝辺町では鹿児島県が5億円、旧溝辺町が2億円、旧隼人町では鹿児島県が8千万円、旧隼人町が2千万円を出資して積み立てた基金で、残高は平成27年度末で321,788,000円です。

現在の基金活用計画といたしましては、表の右側の事業内容の欄に掲載している、基金事業で設置した空調機の更新（10年を経過して修理不能なクーラー）やNHKテレビ受信料の助成を引き続き行っています。

言葉の説明：基金とは、特定の目的のための資金として積み立てた財産で、いわゆる貯金のようなものです。

平成5年度～平成27年度集計

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	875	206,470,250	対象区域内に基準日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	8,176	22,743,090	対象区域内に平成21年3月31日以前から居住している住宅を対象に継続中
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	31	82,200,000	事業完了
4	教育施設空調機整備	6	229,300,000	事業完了
5	共同受信施設機能回復助成	2	3,200,000	事業完了
6	事務費		15,504,633	
計	基金を活用した事業の合計額		559,417,973	

※教育施設空調機整備：陵南小学校（本館・別館）・陵南幼稚園・溝辺中学校・溝辺小学校・竹子小学校（陵南中学校は国の補助事業で整備）

※共同受信施設機能回復事業：中福良・土橋、表木山・迫間の2箇所を整備

①	基金積立額		800,000,000	
②	利子等積立額		81,205,973	
③	基金を活用した事業の合計額		559,417,973	
	基金残高（①+②-③）		321,788,000	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（溝辺地区）

平成5年度～平成27年度集計（溝辺地区）

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	818	178,448,167	対象区域内に平成4年10月31日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	6,147	17,008,095	対象区域内に平成21年3月31日以前から居住している住宅を対象に継続中
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	11	44,000,000	事業完了
4	教育施設空調機整備	6	229,300,000	事業完了
5	事務費		14,888,945	
計	基金を活用した事業の合計額		483,645,207	

※教育施設空調機整備：陵南小学校（本館・別館）・陵南幼稚園・溝辺中学校・溝辺小学校・竹子小学校（陵南中学校は国の補助事業で整備）

①	基金積立額		700,000,000	
②	利子等積立額		76,561,655	
③	基金を活用した事業の合計額		483,645,207	
	基金残高（①+②-③）		292,916,448	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（隼人地区）

平成5年度～平成27年度集計（隼人地区）

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	57	28,022,083	対象区域内に昭和57年告示日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	2,029	5,734,995	事業完了
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	20	38,200,000	事業完了
4	共同受信施設機能回復助成	2	3,200,000	事業完了
5	事務費		615,688	
計	基金を活用した事業の合計額		75,772,766	

※共同受信施設機能回復事業：中福良・土橋、表木山・迫間の2箇所を整備

①	基金積立額	100,000,000	
②	利子等積立額	4,644,318	
③	基金を活用した事業の合計額	75,772,766	
	基金残高（①+②-③）	28,871,552	

鹿児島空港周辺地域環境整備事業変更計画(溝辺町)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民館等						
住宅防音対策	W値75を含む自治公民館区域内に平成4年10月31日以前から居住している者の住宅	陵北 大川内岡 石峯 鍋麓原 玉利 陵南 論地	対象住宅に空調機(1戸につき1台に限る)を設置する場合の当該費用	限度額 315千円	概ね 4年	315	604	事業完了
同上更新①	同上	同上		限度額 133千円	10年後	133	662	対象数を変更
同上更新②	同上	同上			10年後	133	662	今回変更 (新規)
国庫事業住宅防音対策 告示日後更新	第1種区域内に居住している者で、国庫事業の対象となっている住宅		国庫事業の住民負担のうち5%超える部分	対象経費は事業費の30% 限度額42千円	国庫事業から10年後	42	10	今回変更 (新規)
同上更新②	同上	同上			10年後	42	10	今回変更 (新規)
集会施設防音対策	概ねW値70以上の区域にある公民館	石峯 鍋麓原 大川内岡 論地		限度額 500万円	概ね 3年	5,000	4	事業完了
	町長が特に必要と認めた公民館	陵南 陵北 水尻 横頭 玉利 三縄	防音工事や研修施設整備等に要する経費(工事費・設計監理費・備品費等)	限度額 300万円	概ね 3年	3,000	5	事業完了
	町長が特に必要と認めた集落	桑迫 今向		対象経費の全額	単年	1000	2	事業完了
テレビ受信料助成	右記の自治公民館の区域内に平成21年3月31日以前から引き続き居住し、日本放送協会と放送受信契約を平成21年3月31日以前に締結している者	陵北 大川内岡 石峯 鍋麓原 玉利 陵南 論地	NHK受信料	年2,820円/世帯	毎年	2.82	662	対象数を変更
教育施設整備	国の防音工事助成区域外の教育施設	溝辺中学校 溝辺小学校 陵南小学校 陵南幼稚園 竹子小学校	防音工事に要する経費の国費分	対象経費の全額	概ね 4年	70,000 70,000 67,000 10,000 50,000	5	事業完了

鹿児島空港周辺地域環境整備事業変更計画(隼人町)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		公民会等名	対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	対象者							
住宅防音対策	W値75を含む自治公民会の区域内に昭和57年告示日以前から居住している者(国による防音工事助成を受けている者を除く)で、町が特に必要と認めた住宅	迫間(全部) 表木山の一部	同上	対象住宅に空調機(1戸につき1台に限る)を設置する場合の当該費用	限度額 315,000円 (空調器機代 10畳用冷暖房)… 30万円 市販のもの 工事費…1.5万円	概ね 3年	千円 315	戸 33	事業完了
		糸走							
同上更新①	同上	迫間(全部) 表木山・山下・鼻切の一部	同上	同上	限度額 133千円	10年後	133	77	公民館等名・ 対象数を変更
同上更新②	同上	同上	同上	同上		10年後	133	77	今回変更 (新規)
国庫事業住宅防音対策 更新①	第1種区域内に居住している者で、国庫事業の対象となっている住宅			国庫事業の住民負担のうち 5%超える部分	対象経費は事業 費の25% 限度額35千円	国庫事 業から10 年後	35	36	今回変更 (新規)
同上更新②	同上(対象経費は事業費の30% 限度額42千円)					10年後	42	36	今回変更 (新規)
集会施設防音等対策	概ねW値70以上の区域にある公民館 町が特に必要と認めた公民館	迫間、山下、鼻切	土橋、餅田、堂地西、中福 良、鳥越、高畑、新津、中須 西、真林寺、西光寺、じゅじゅ どん、幸田	防音工事や研修施設整備等 に要する経費 工事費、設計管理費、備品費 等	【限度額】 迫間、山下、鼻切… 500万円 土橋、餅田、堂地 西、中福良、鳥越、 高畑、新津、中須 西、真林寺、西光 寺、じゅじゅどん、幸 田…300万円	概ね 3年	5,000 3,000 計	か所 3 12 15	事業完了
		町が特に必要と認めた公民館							
共同受信施設 機能回復助成	テレビ受信難視聴地区	中福良・土橋 表木山・迫間		テレビ共同アンテナの機能回 復工事に要する経費 工事費	限度額 中福良・土橋 …250万円 表木山・迫間 …70万円	平成5年 度	2,500 700 計	か所 1 1 2	事業完了
テレビ受信料助成	W値75の区域を含む大字の区域内に居住し ている者(現在、国によるテレビ受信料助成を 受けている者を除く)で、町が特に必要と認め た区域の者	中福良 表木山 (大字嘉例川)		朝空港環境整備協会による第 2区域の受信料助成担当額	年2,830円/世 帯	毎年	2.83	200	事業完了

鹿児島空港運用時間 1 時間延長に関する住民説明会の開催状況

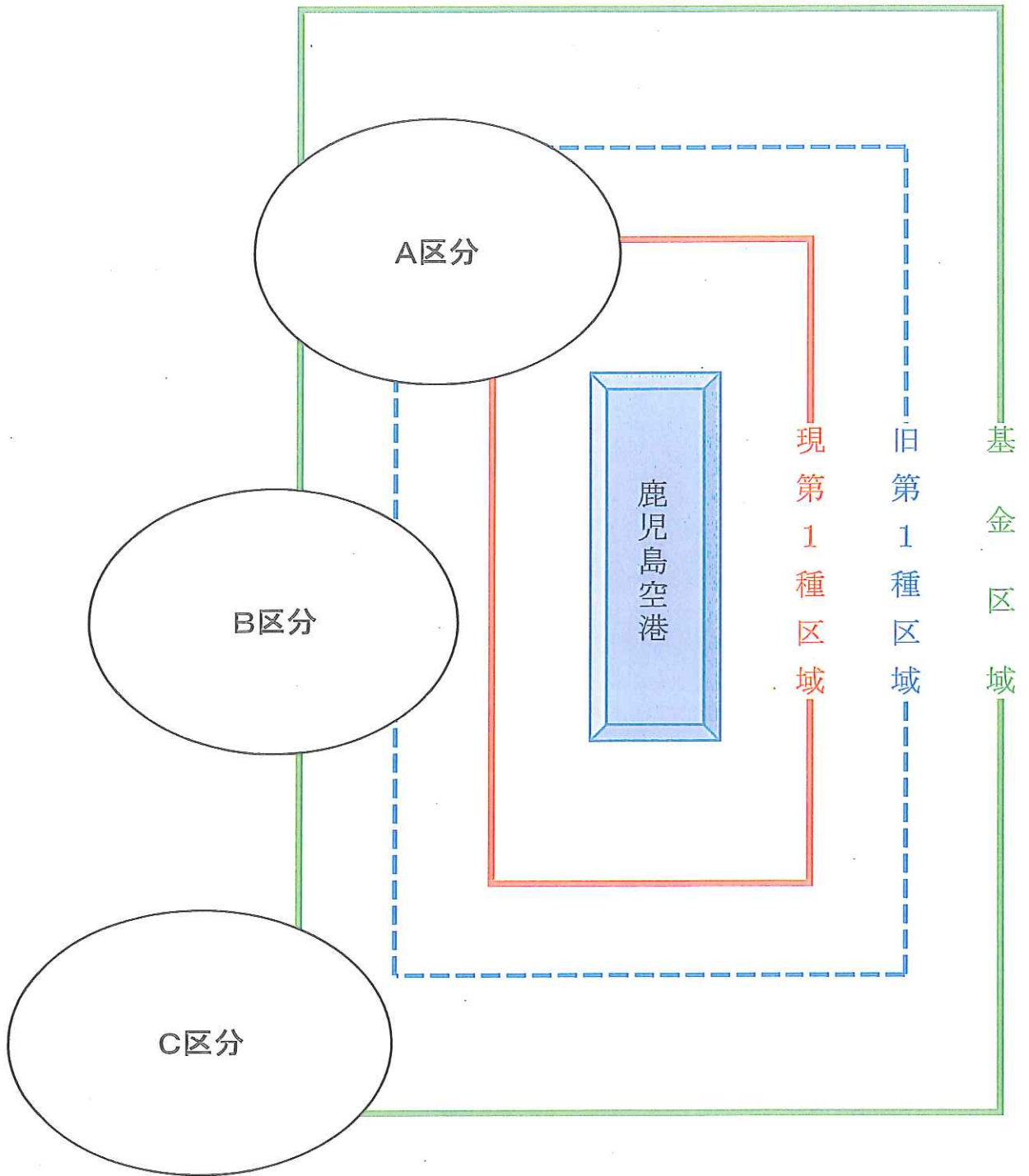
1 回目説明会

開催日	地区自治公民館・自治会	参加者
10月11日	三縄・陵北・水尻横頭地区	12
10月12日	石峯地区	39
10月12日	麓原地区	18
10月14日	陵南・論地・玉利地区	39
10月16日	中福良地区	25
10月16日	迫間自治会	8
10月16日	糸走自治会	22
10月16日	山下自治会	12
10月16日	鼻切・グリーンタウン自治会	9
10月16日	大川内岡地区	27
10会場 10地区自治公民館 5自治会		211

再説明会

開催日	地区自治公民館・自治会	参加者
11月12日	麓原地区	19
11月12日	山下自治会	14
11月12日	大川内岡地区	23
11月12日	石峯地区	25
11月16日	玉利地区	24
11月18日	糸走自治会	13
11月19日	迫間自治会	8
7会場 4地区自治公民館 3自治会		126

区分設定のイメージ図



基準日	旧第1種区域	昭和57年3月30日
	新第1種区域	平成25年4月1日

鹿児島空港の騒音対策に関する中央要望

要望先：国土交通省航空局

平成28年11月15日

鹿児島県霧島市長 前田終止

要望案件

国の重要施策であるインバウンド対策の強化や空港の利用促進に資するため、鹿児島空港の地元自治体である霧島市では、現在、鹿児島県とともに鹿児島空港の運用時間1時間延長に関して、地元住民の理解を得るための説明会を開催しております。

この中で、現状における鹿児島空港の騒音問題に関して、地元住民から極めて強い不満、要望が出されており、地元自治体としては空港の円滑な運用、周辺住民の福祉及び民生安定のため、運用時間の1時間延長に関わらず、鹿児島空港周辺地域の環境整備対策として次のとおり要望するものであります。

具体的要望

1. 騒音の発生源対策

(1) ヘリコプター及びセスナ機（小型航空機）の安全飛行及び騒音対策

- ①運行に関する規制及び管理、監督を強化すること。
- ②特に住宅地周辺における高度の確保、飛行及び旋回の回避を図ること。

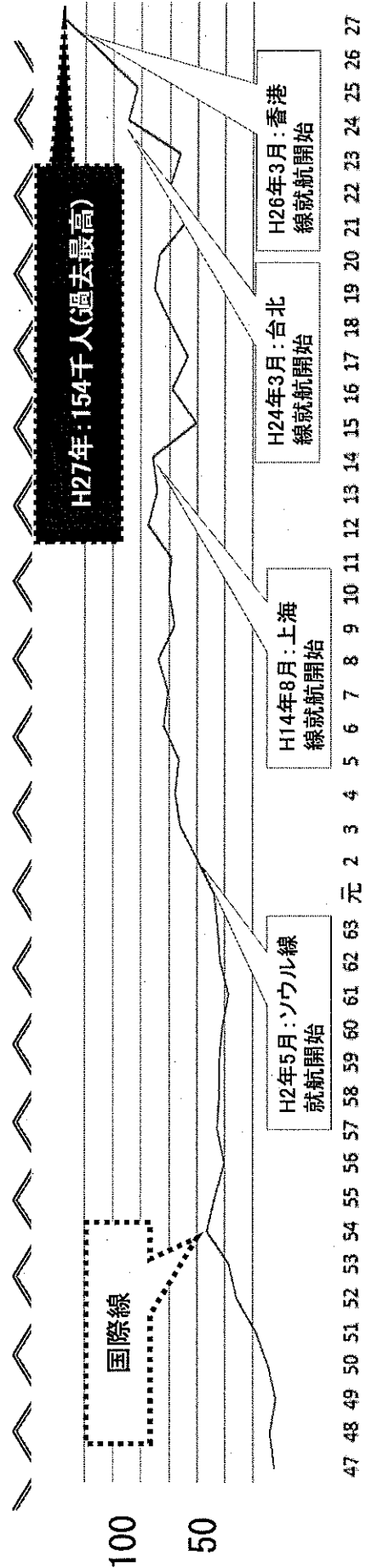
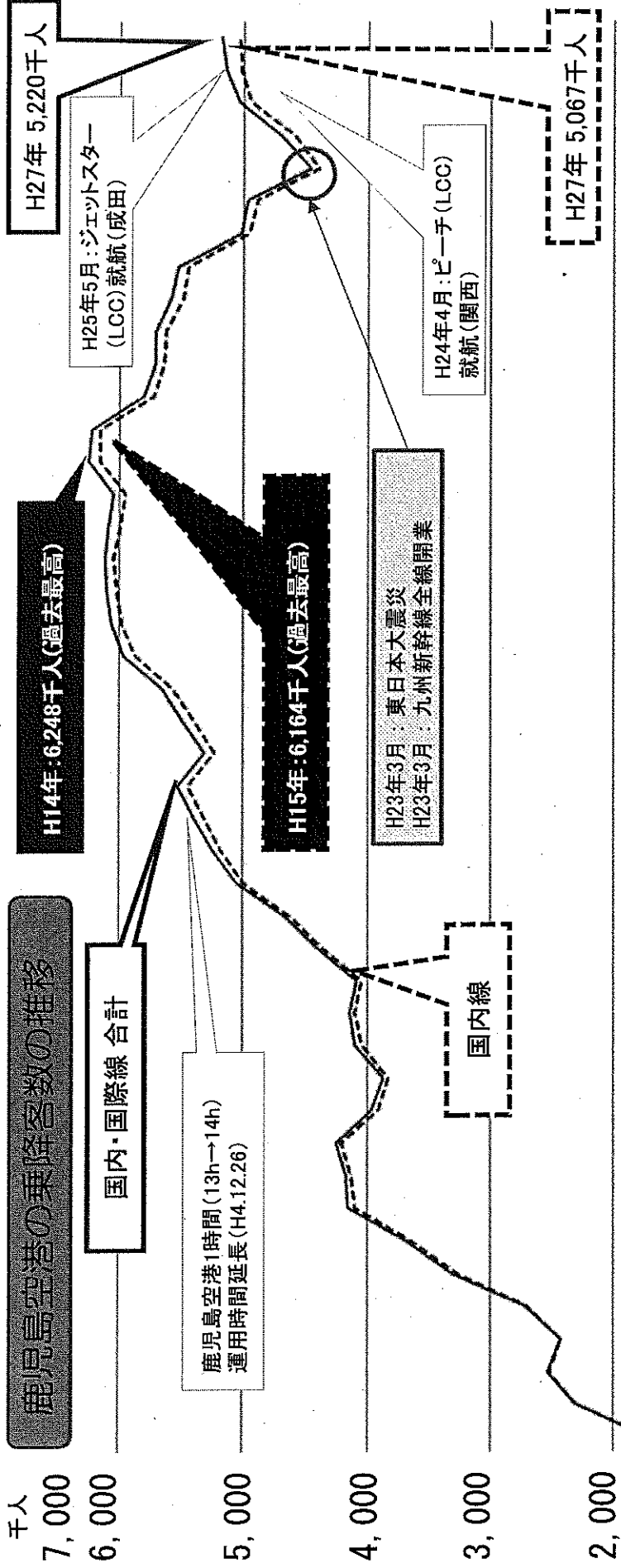
(2) エンジンテストによる騒音対策

- ①鹿児島空港は離島便を抱えており、日本エアコミュニティー機の整備拠点として頻繁にエンジンテストが行われている。

これによる騒音の影響は極めて大きく、早急に防音壁やブラストフェンスの整備を強く求めるものである。

2. 空港の運用に関して、地元との協調、調和に十分配慮すること

鹿児島空港利用者数の推移



鹿児島空港の運用時間の1時間延長について

1 県の方針

鹿児島空港の利便性の向上、他空港間との競争との観点から、空港の機能強化（運用時間の1時間延長）が必要

2 九州各県の運用時間の状況

	福岡	北九州	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
管 理	国	国	県	国	国	国	国	国
運 用 時 間	24時間	24時間	19.5時間	15時間	15時間	14時間	14時間	14時間
離発着可能な時間帯	15時間 (7:00~22:00)	24時間	19.5時間 (6:30~22:00) (0:30~4:30)	15時間 (7:00~22:00)	15時間 (7:30~22:30)	14時間 (7:30~21:30)	14時間 (7:30~21:30)	14時間 (7:30~21:30)
乗降容(H27)	合計 20,968	合計 1,318	合計 630	合計 3,111	合計 1,850	合計 3,242	合計 2,977	合計 5,221
単位：千人	国際 4,357 国内 16,611	国際 15 国内 1,303	国際 90 国内 540	国際 74 国内 3,037	国際 60 国内 1,790	国際 62 国内 3,180	国際 95 国内 2,882	国際 154 国内 5,067
空 港 立 地	内陸	臨海	臨海	臨海	臨海	内陸	臨海	内陸

鹿児島空港の運用時間の1時間延長の主な効果

- 1 滞在時間の増加
- 2 外国人観光客の増大
 - (1) 乗り継ぎ便の利便性の向上
 - (2) 新規路線の誘致
- 3 航空貨物需要の増加
- 4 産業の活性化

住民説明会での主な御意見

騒音対策

- エンジンテストによる騒音
- ヘリコプターやセスナ機による騒音
- 運用時間外の離発着による騒音

環境対策

- 公民館単位で自由度が高く、複数年の事業
- 航空機燃料譲与税を活用した事業
- 平成4年の鹿児島空港運用時間1時間延長に伴い設置された基金の取扱い

道路

- 国道504号線(空港入口～伊集院蒲生溝辺線)の4車線化
- 市道・馬立北原線の改良

情報共有

- 空港周辺地域の住民と国・県・市との情報共有の場の創設

■ 騒音対策

○エンジンテストによる騒音

- ・騒音軽減に向けた運用面の工夫に関する国、航空事業者との協議
- ・羽田・関空・伊丹等の大規模空港に整備されている防音壁やブラストフェンスの整備を国に要望

○ヘリコプターやセスナ機による騒音

- ・国による法令違反の運航者に対する個別指導に加え、広く運航者を集めた事前の注意喚起

○運用時間外の離発着による騒音

- ・国による運用時間外の離発着を行った運航者に対する延長に至った経緯の聴取及び再発防止に向けた指導

＜運用時間外の離発着がやむを得ないと判断される場合＞

- ・急激な天候変化（出発地の天候も含む）
- ・翌日以降の円滑な運航確保
- ・急患搬送、搜索救難、災害派遣、人命救助及び緊急事態への対応 等

環境対策

主な意見

○平成4年に創設された基金とは別の新しい事業の実施

○地区自治公民館単位での事業の実施

○自由度の高い事業の実施

○継続的な事業の実施

○航空機燃料譲与税の活用

○平成4年の運用時間1時間延長の際に創設された基金事業の周知

対応

環境対策事業の創設【新規】

○対象範囲

- ・平成4年に創設された基金と同範囲
- ・地区自治公民館単位での事業

○事業内容

各地区自治公民館のニーズに応じた事業
＜事業例＞
公民館の施設整備、防犯灯の維持管理
健康増進の取組み(運動用具購入)
地域の活性化に資する事業への支援 等

○空港周辺の教育施設整備や交通安全対策等の事業の実施

○既存の協議体を活用した事業の周知徹底

■ 道 路

○国道504号線（空港入口～伊集院蒲生溝辺線）の4車線化

- ・ 県において、平成28年度に工事完了予定の県道・伊集院蒲生溝辺線の開通後の交通量の推移を見ながら、今後、検討

○市道・馬立北原線の改良

- ・ 霧島市において、早期改良に着手

■ 情報共有

○空港周辺地域の住民と国・県・市との情報共有の場の創設

- ・ 既存の協議体を活用し、空港周辺地域の住民と国、県、市が、騒音対策、環境対策等について協議し、情報を共有